

# ダイハツ工業の生産停止に伴う対応について

ダイハツ工業の生産停止により影響を受けた中小企業者の方を対象として以下の対応を行っております。お気軽にご相談ください。

○特別相談窓口の設置

○セーフティネット保証2号の指定

○大分県中小企業活性化資金（経営環境変動対応資金）の融資対象者の拡充

## 特別相談窓口の設置について

経営に支障が生じる可能性があることから、ダイハツ工業サプライチェーン関連特別相談窓口を令和6年1月19日（金）より設置しました。

## セーフティネット保証2号の指定について

ダイハツ工業及びダイハツ九州と直接・間接的に取引を行っており、売上等が10%以上減少することが見込まれる中小企業者を対象として、セーフティネット保証2号が指定されました。

## 大分県中小企業活性化資金(経営環境変動対応資金)の融資対象者拡充について

融資対象者は以下のいずれかに該当する中小企業者の方であり、資金繰り支援策として(3)(4)が今回追加されました。

(1)最近3か月の売上高に対する売上原価率等が前年同期に比べ増加している方。

(2)最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方。

(3)最近3か月の売上高が前年同月に比べ10%以上減少している方。

(4)最近1か月の売上高が前年同月に比べ10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が前年同期に比べ10%以上減少する見込みの方。

※詳細は裏面をご参照ください



(お問合せ先)

保証部 保証一課 TEL:097-532-8246

保証二課 TEL:097-532-8247

経営支援部 経営支援一課 TEL:097-532-8296

経営支援二課 TEL:097-532-8297



協会HP [www.iota-cgc.or.jp](http://www.iota-cgc.or.jp)

## セーフティネット保証2号の概要

### 制度概要

取引先事業者の事業活動の制限（生産・販売数量の縮小）等によって経営の安定に支障を生じている中小企業者等への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う制度。

### 対象中小企業者

（1）当該事業活動の制限を行っている事業者と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、当該事業者の事業活動に20%以上依存してる中小企業者 かつ、

（2）当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高、販売数量等（以下、「売上高等」）の減少率の実績が前年同月日10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること

### 内容（保証条件）

保証割合：100%保証

保証限度額：無担保8千万円、普通2億円（別枠）

- ・ 認定申請は住所地を管轄する市町村長に対し行ってください。
- ・ 認定書の有効期限は認定の日から30日以内であり、認定書の有効期限内に金融機関または信用保証協会へ申込みすることが必要です。

## 大分県中小企業活性化資金(経営環境変動対応資金)

### 融資条件

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 資金使途  | 運転資金                        |
| 融資限度額 | 8,000万円                     |
| 融資期間  | 10年以内(据置1年以内)               |
| 融資利率  | 5年以内1.5% 7年以内1.8% 10年以内2.0% |
| 保証料率  | 0%                          |

**取扱期間** 令和6年1月26日～令和6年6月30日

**取扱金融機関** 大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫  
日田信用金庫、大分県信用組合、北九州銀行、宮崎太陽銀行

(令和6年1月26日時点)